車両系木材伐出機械の運転業務に係る特別教育

安衛則第36条第6の2号、6の3号、7の2号に基づく特別教育

事業者は、労働者に車両系木材伐出機械による作業に従事させる場合は、特別教育を行わなければならないことが安衛則で義務付けられています。

なお、伐木等機械に附帯するウインチを巻き上げて木材を引き寄せる場合は、「簡易架線集材装置等」特別教育の修了が必要です。

※「簡易架線集材装置等」の受講は、「機械集材装置運転業務特別教育」修了者に限ります。

また、感染症予防を踏まえ、会場の密を避けた定員としているため、受講者は静岡県内事業場、県内居住者に限定させていただきます。

1 開催場所 学科 静岡市林業センター《静岡市葵区千代538-11》

実技 ㈱アクティオ静岡工場《静岡市葵区美川町19-30》

簡易架線集材装置等の実技箇所 未定

2 開催日時

(1) 学科

区分	時間	▲走行集材機械 (フォワーダ・スキッダ等)	B伐木等機械 (グラップル・ハーベスター等)	C簡易架線集材装置等 (スイングヤーダ・タワーヤーダ等)
募集人数		10人	10人	10人
最小人数		9人	9人	6人
令和6年 7月10日 (水)	9:00~ 10:00 10:10~ 12:10	走行集材機械に関する知識 1時間 走行集材機械の作業に関する 知識 2時間		
	12:50~ 13:50	関係法令 1時間		
	14:00~ 15:00	走行集材機械の運転に必要 な一般的な事項に関する知識 1時間 C	伐木等機械の運転に必要な 一般的な事項に関する知識 1時間 A C	
	15:10~ 16:10	走行集材機械の走行及び作 業に関する装置の構造及び取 扱いの方法に関する知識 1時間 B C	伐木等機械の走行及び作業 に関する装置の構造及び取扱 いの方法に関する知識 1時間 A C	架線集材機械の走行及び作 業に関する装置の構造及び取 扱いの方法に関する知識 1時間 A B
7月11日 (木)	8:40~ 9:40		伐木等機械に関する知識 1 時間	
	9:50∼ 11:50		伐木等機械の作業に関する知 識 2時間	
	12:30~ 13:30		関係法令 1時間	
	13:40~ 14:40			簡易架線集材装置の集材機 及び架線集材機械に関する知 識 1時間
	14:40~ 15:40			簡易架線集材装置及び架線 集材機械の運転に必要な一 般的事項に関する知識 1時間
	15:50~ 16:50			関係法令 1時間

(2) 実技(予定)

日時	時間	▲走行集材機械 (フォワーダ・スキッダ等)	B伐木等機械 (グラップル・ハーベスター等)	C 簡易架線集材装置等 (スイングヤーダ・タワーヤーダ等)
令和 6 年 7月 日未定	9:00~	走行集材機械の走行の操		
	12:00	作 3時間 D		
	13:00~	走行集材機械の作業のため		
	16:00	の装置の操作 3時間		
7月 日未定	9:00~		伐木等機械の走行の操作	
	11:00		2 時間 A D	
	11:00~		伐木等機械の作業のための	
	16:00		装置の操作 4時間	
未定	13:00~			架線集材装置の走行の操
	14:00			作 1時間 A B D
				架線集材装置の集材機の
	14:00~			運転及び架線集材機械の
	17:00			作業のための装置の操作
				3 時間

- (注1) 学科の受付は講義開始15分前からです。
 - 2) A(走行集材機械特別教育修了者)、B(伐木等機械特別教育修了者)、C(簡易架線集材装置等特別教育修了者)、D(車両系建設機械技能講習・小型車両系建設機械特別教育・不整地運搬車特別教育修了者)に該当する者は、受講する必要はありません。
 - 3) 受講申込者の人数が募集人員を超える場合、実技実施日を追加する場合があります。

3 受講申込

(1) 受講申込書の郵送

受講申込書に記入の上、写真 1 枚(3×2.4 cm)を綺麗に糊付けして貼り($F-\mathcal{I}$ で貼らないこと。)、**受講日の 14 日前までに**下記に郵送願います。

なお、**受講票は、送付しません**が、募集人員を超え受付できない場合には、その旨ご連絡します。

【送付先】 〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 県庁西館9階

林材業労災防止協会静岡県支部 TEL·FAX <054>252-3160

(2) 受講経費

受講日の 10 日前までに、下記口座へ送金してください。連絡なく10日前を過ぎて入金の無い場合、受講を取り消されたものとさせていただきます。

区分	金額(消費税込み)		
走行集材機械	40,150 円		
伐木等機械	41,250 円		
簡易架線	43,450 円		
テキスト代	3,630 円		

(注1) 受講する機械の受講料とテキスト代の合計金額が受講経費となります。

(テキストは各機械共通で、複数の機械を受講する場合でも、テキスト代は3,630円です)。

また、既に当支部の他の車両系木材伐出機械特別教育を修了した者で、当日、テキストを**持参する者**はテキスト代は不要です。(借用は認めません。)

(注2) 林災防静岡県支部会員には受講経費の内、2,200円を助成します。

【受講経費送金先】 静岡銀行本店営業部 普通預金 0063841 林材業労災防止協会静岡県支部

※送金手数料は申込者にてご負担願います。

(3) 受講の取り消し

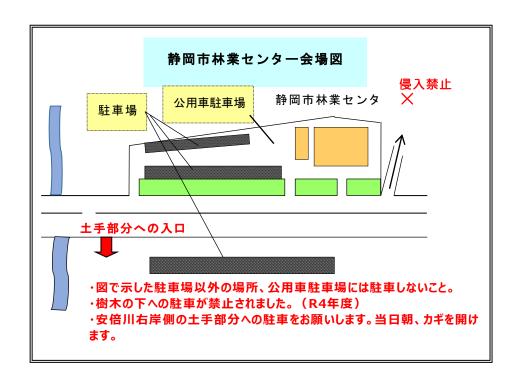
申込後の取り消しは、**開催日の 7 日前まで**に連絡があった場合に限り、受講経費をお返しします。なお、返金の際、振込手数料は申込者のご負担となります。

(4) 開催の中止等

開催日の 14 日前の時点で2の(1)の表に記載した**「最小人数」以下の受講申込者数の場合**、または災害が予想される場合、新型コロナウイルス感染症の状況等により、**中止 又は 延期**する場合がありまますことをご承知おき願います。その場合、Fax等にてご連絡します。

4 参加に当たって (受講者は必ずお読みください。)

- 開催日前2週間内に37.5度以上の発熱のあった方、当日、熱がある、咳が出る、のどが痛いなどの症状のある方は、出席を自粛してくださいますようお願いします。会場は、感染予防のため、窓を開けておりますので、温かい服装で来てください。
- 会場には十分な駐車スペースがありません。お仲間、お知り合いの方同士乗り合せてお越しください。また、指定場所(会場図参照)以外には絶対に駐車しないでください。
- 遅刻、早退等で受講時間が所定時間数に満たない者は、修了者と認められません。
- マスク、筆記用具、昼食及び飲み物等を携行してください。また実技の際は、作業着、安全靴を着用の上、 ヘルメットを持参してください。
- 開催日に本人確認を行いますので、運転免許証等の身分証明書を受付時に呈示してください。



車両系木材伐出機械等の運転業務特別教育受講申込書

1 走行集材機械 記載留意 必ずお読みください。 右欄の ●右記欄に受講希望の機械に○印をつけてください。複数可 受講機械に 2 伐木等機械 ●住所は現在の住民票記載の住所を正確に記入すること。 ○印を記入 ●字体は崩さず、楷書体で記入すること。 3 簡易架線集材等 ●写真は、しっかり、綺麗に貼付すること。テープ使用不可。 ●事業場で複数の人数を申し込む場合は、勤務先欄、経費振込欄は ※受付番号 1人に記載、残りは事業場名のみ記入すること可。 記入不用 フリガナ 写真貼付 氏名 旧姓を使用した氏名又は通称の併記の希望の有無 有・無 3.0×2.4cm 併記を希望する氏名又は通称 生年月日 昭和 ・ 平成 年 月 日生 三分身、正面 脱帽、無背景 電話番号 Fax 番号 糊付け貼付 メールアト"レス 現住所 ※開催に関連し、緊急に連絡の必要な場合使用します。 事業場名 担当者氏名 Ŧ 電話番号 勤 FAX 番号 務先 所在地 会員区分 林災防静岡県支部会員 · 会員以外 振込予定日 年 月 日(受講日の10日前まで) 必ず記入のこと。 (講経 振込者名称 必ず記入のこと。 (カタカナ) 費振 ※複数の申込者、講習について振り込む場合は、内訳を記載してください。

【保有する関連講習、教育修了証】

振込明細

込

講習等名	交付年月日	交付機関名
機械集材装置運転業務特別教育	S H R	
伐木等機械の運転業務特別教育	S H R	
走行集材機械の運転業務特別教育	S H R	
簡易架線集材装置等の運転業務特別教育	S H R	
車両系建設機械運転技能講習	S H R	
小型車両系建設機械運転特別教育	S H R	
不整地運搬車特別教育	S H R	

- ※1 交付機関名蘭には、林災防静岡県支部が交付したものは記載する必要はありません。
 - 2 林災防静岡県支部が交付したもの以外は、修了証の写しを必ず添付してください。